

令和3年度会計年度任用職員登録者募集要項

【文化財発掘内作業員】

1. 登録資格

遺跡の発掘調査で出土した遺物や、調査の記録類（図面・写真等）の整理作業に興味・関心がある人。

2. 登録方法

事前に電話連絡の上、写真を貼った市販の履歴書を文化財課まで本人が持参して申し込んでください。申込時に面接あり。

令和3年2月1日から随時受付します（ただし、土日祝は受付しません）。受付時間は午前9時30分から午後5時まで。

3. 登録期間

会計年度任用職員の登録の有効期間は、受付の日から令和6年3月31日までの期間です。

なお、提出された履歴書は枚方市で責任をもって保管し、一定期間経過後に廃棄処分します。

4. 職務内容等

(1) 職務内容：文化財課山田分室（都丘町6-9）もしくは文化財課所管施設での整理作業。

職務内容の概略	<ul style="list-style-type: none">土器・瓦などの洗浄、注記、台帳登録、実測実測図のトレース埋蔵文化財収蔵庫のコンテナ台帳作成など調査の記録類（図面・写真など）の台帳登録その他、整理作業に関わる業務の補助
---------	--

(2) 勤務時間：原則として、平日の午前9時から午後5時30分までの内、所属長の指定した時間とします。1週につき15時間以内。

(3) 賃金：時給＝987円

※職員の給与改定などに準じて、改定されることがあります。

交通費補助＝交通手段や距離に応じて支給（限度額あり）

(4) 期間など：1会計年度にあたり、原則として6カ月以内。

裏面につづく

(5) その他：雇用保険・健康保険・厚生年金には加入しません。

5. 雇用についての留意事項

- (1) この登録は、会計年度任用職員の希望者の登録であり、雇用を約束するものではありません。
- (2) 雇用する場合は文化財課から電話等で連絡します。また、必要期間の直前に連絡する場合があります。あらかじめご了承ください。
- (3) 緊急の場合、希望と異なる職種について連絡する場合があります。
- (4) 雇用期間は連絡時にご説明します。
- (5) 都合がつかない場合は、断っていただいても結構です。一度断ったことを理由に次から雇用しないということはありません。
- (6) 枚方市に会計年度任用職員として雇用された場合、その雇用期間中会計年度任用職員として一般職地方公務員の身分となりますので、関連する法令、条例・規則等の規定を遵守する義務が生じます。

6. お問い合わせ

枚方市 観光にぎわい部 文化財課 TEL 072-841-1411